

 東北の元気、日本の元気を青森から

## 八戸市復興計画推進市民委員会について

---

八戸市

令和2年10月9日

# 八戸市復興計画推進市民委員会の概要

## 1 目的

- ・ 東日本大震災からの復旧・復興に向けて、平成 23 年 9 月 26 日に策定した八戸市復興計画の適切な進行管理を行うため、市民で構成する委員会（市民委員会）を設置する。
- ・ 市民委員会では、計画を構成する 4 つの基本方向（①被災者の生活再建、②地域経済の再興、③都市基盤の再建、④防災力の強化）ごとに各施策に対して意見を述べ、市は、当該意見を踏まえ、事業の見直しなどの検討を行い、次年度以降の事業計画に反映させる。

## 2 委員構成

- ・ 復興計画の策定に携わった委員及び委員が所属する団体の推薦者（7 名）
  - ・ 震災復興に関する有識者（1 名）
  - ・ 公募委員（1 名）
- ※任期：令和 2 年 10 月 9 日～令和 3 年 3 月 31 日

## 3 審議方法

- ・ 事業の進捗状況、市民・市政モニター・有識者へのアンケートの結果等を踏まえて、施策の達成状況、今後の方向性や取組などについて、「意見書」として取りまとめ、市長に提出する。

### (1) 内部調査

- ① 前年度意見への対応状況調査  
令和元年度の市民委員会でいただいた意見に対する対応状況の調査
- ② 事業進捗状況調査（復興施策シート）  
復興計画に掲載されている事業の進捗状況の調査

### (2) 市民アンケート調査

- ③ 市民・市政モニター・有識者を対象とする、4 つの基本方向を柱とした各施策の目指す姿に対する現状評価に関するアンケート調査



### (3) 市民委員会による審議

- ④ 前年度意見への対応状況や事業進捗状況、市民アンケートの結果を基に意見交換を行う。
- ⑤ 意見は最終的に「意見書」として取りまとめ、市長に提出する。

## 4 令和 2 年度の審議内容

- ・ 前年度（令和元年度）意見への対応状況
- ・ 復興計画期間（平成 23 年度～令和 2 年度）における復興事業の振り返り
- ・ 復興計画期間後の課題や取組についての提言、復興計画の総括

## 5 令和2年度委員会スケジュール（予定）

月	内 容
10月	<p><b>第1回委員会 10月9日（金）14:00～16:00</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委嘱状交付、正副委員長選出、市民委員会の概要及び復興状況の説明</li> <li>・ 第2回委員会資料の説明</li> </ul>
11月	<p><b>第2回委員会 11月6日（金）14:00～16:00</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見聴取「前年度意見への対応状況」</li> <li>・ 意見聴取「復興施策の総括（1. 被災者の生活再建）」</li> <li>・ 意見聴取「復興施策の総括（2. 地域経済の再興）」</li> <li>・ 第3回委員会資料の説明</li> </ul> <p><b>第3回委員会 11月25日（水）14:00～16:00</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見聴取「復興施策の総括（3. 都市基盤の再建）」</li> <li>・ 意見聴取「復興施策の総括（4. 防災力の強化）」</li> <li>・ 意見聴取「復興施策の総括（創造的復興プロジェクト）」</li> </ul>
12月	
1月	<p><b>第4回委員会 1月22日（金）14:00～16:00</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民委員会「意見書」の検討、取りまとめ</li> </ul>
2月	<p><b>第5回委員会 2月8日（月）14:00～16:00</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民委員会「意見書」の検討、取りまとめ</li> </ul> <p><b>意見書提出 2月24日（水）14:00～14:15</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会 → 市長</li> </ul>

## 八戸市復興計画推進市民委員会委員名簿

敬称略：五十音順

	氏 名	備 考
1	川 本 菜穂子	
2	倉 田 任 康	
3	澤 藤 孝 之	
4	鈴 木 パティ	
5	関 秀 廣	
6	晴 山 史 郎	
7	向 井 誠 仁	
8	村 岡 威 伴	
9	類 家 伸 一	

## 八戸市復興計画推進市民委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、八戸市附属機関設置条例(平成25年八戸市条例第6号)第3条の規定に基づき、八戸市復興計画推進市民委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (職務)

第2条 委員会は、八戸市復興計画の実施状況について調査審議するとともに、当該計画の推進に関し、必要な事項について調査及び検討をし、市長に対して意見を述べるものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 八戸市復興計画の策定における八戸市復興計画検討会議の委員であった者又は当該委員の所属する団体が推薦する者

(2) 震災復興に関し優れた識見を有する者

(3) 公募に応じた者

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき委員会の委員長の職務は、市長が行う。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (資料の提出の要求等)

第6条 委員会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の

開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に従前の八戸市復興計画推進市民委員会の委員である者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において第3条第2項の規定により委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。
- 3 この規則の施行の際現に従前の八戸市復興計画推進市民委員会の会長又は副会長である者は、施行日において第4条第2項の規定により委員会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に八戸市復興計画推進市民委員会の委員である者の任期については、なお従前の例による